

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和7年10月24日高槻赤十字病院労働組合執行委員長豊留ひとみから、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和7年10月31日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 事件
年末一時金等の要求に関する件
- 2 日時
令和7年11月6日から本問題の解決に至るまでの期間
- 3 場所
高槻市阿武野一丁目1番1号日本赤十字社高槻赤十字病院において、高槻赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場
- 4 概要
救急外来患者及び入院中の重症患者用保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、その他の争議行為を実施する。